

識者談話

海辺に生まれた人々が貝や海草を採捕することは古来より行なわれてきた。江戸時代には「海の入会」の権利（漁村が地先水面を入会地のよう
に支配する権利）となり、明治に入ると「海の所有」が否定されたため、入会漁業権（入会漁業を営む権利）となった。

1901(明治34)年漁業法は、入会集団に漁業組合を創らせ、専用漁業権を免許した。

これにより入会漁業権の多くは漁業法上の専用漁業権となった。1949(昭和24)年制定の現行漁業法は、



入会漁業権の明確化も

同様に共同漁業権を漁協に免許することとした。

ところが漁協は設立自由のため、その組合員集団は入会集団から乖離する可能性がある。そのため漁業法は、入会

集団の構成員が属する漁協には共同漁業権が必ず免許される制度を設けている。その一つが共有請求であり、漁村（漁業法では「関係地区」）

に二つ以上の漁協ができた場合、共同漁業権が免許されている漁協に共有請求をすれば、どの漁協にも当該共同漁業権が免許され、共有される制度である。

名護市を関係地区とする沖縄第5号共同漁業権は、西海岸に存在する名護漁協に免許されており、その組合員は主

として西海岸漁民からなる。名護漁協に属していない東海岸の漁民・住民にも入会漁業権があるにもかかわらず、権利を持たないかのような誤解が生まれている。

名護市東海岸漁協が知事の認可を受け、沖縄第5号共同漁業権の共有請求が名護漁協になされれば、東海岸の漁民

・住民の持つ入会漁業権が法的に明確になり、地元の家を地域振興に活かせる道が開かれることになる。

また、米軍普天間飛行場の名護市辺野古への移設に伴う、埋め立て工事や岩礁破碎許可についても、入会集団（東海岸漁協）の同意取得が必要になることも明確になる。（漁業法）